

令和3年度白鷹町ふるさと応援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町を応援したいと思っている方と町長が一体となってまちづくりを進めるために、白鷹町ふるさと応援制度（以下「ふるさと応援制度」という。）を設けるとともに、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする

(基本方針)

第2条 ふるさと応援制度の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 本町の発展を心から応援してくれる方との輪を広げる
- (2) 本町のまちづくりに関する要望、提言等をいただき、施策の立案に活用する
- (3) ふるさと応援制度を通して、故郷への更なる愛着及び誇りを醸成してもらう
- (4) 本町の情報幅広く全国に提供する仕組みを構築する
- (5) 本町の魅力を全国に発信することにより、交流人口の拡大をめざす

(基金等の設置)

第3条 ふるさと応援制度を実施するにあたり白鷹町ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を条例で設ける。

(対象者)

第4条 寄附対象者は町外に住所を置いている者とする。

(寄附金の額)

第5条 寄附金の額は1件あたり2,000円を超える寄附を対象とする。

(寄附の手続)

第6条 寄附者は、寄附金申込書（別紙様式）または任意の様式に必要な事項を記入し、町長あてに提出する。

- 2 町長は、前項の申込を受けたときは、納付書等を送付し寄附金を受け入れるものとする。

(指定代理納付者の指定)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定する。

- (1) 指定代理納付者の名称及び所在地

①やまぎんカードサービス株式会社 山形県山形市十日町二丁目4番1号

②株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

(2) 指定代理納付者に納付させることができる歳入

白鷹町ふるさと応援制度寄附金（インターネット等による公金支払いの方法により代理納付されたものに限る。）

(3) 指定代理納付者に指定した期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(特典)

第8条 寄附者への特典は、次に掲げるとおりとする。

(1) 白鷹町特産品の送付（寄附金額が7,000円以上の場合）

(2) その他、町長が適当と認めるもの

（寄附金の使途）

第9条 町長は、次に掲げる事業を寄附金の使途とすることができる。

(1) 文化振興事業（しらたかの文化応援事業）

白鷹町町文化交流センターを生かした文化振興に関する事業及び伝統芸能（高玉芝居）並びに伝統工芸（深山和紙、白鷹紬など）といった町に残る貴重な伝統の保存伝承など

(2) 人材育成事業（しらたかの人づくり応援事業）

こども読書感想文コンクールでの「童門冬二賞」の創設及び県立荒砥高等学校の活性化に関することなど

(3) 観光交流事業（しらたかの観光応援事業）

薬師ザクラや釜ノ越サクラなどの古典桜の保存と環境整備及び新たな町の特産品開発のための研究に関する事業など

(4) コミュニティ形成事業（しらたかの集落応援事業）

人口減少や高齢化が進む集落でコミュニティの醸成を図り、地域の元気を取り戻すための事業実施など

(5) 森林林業再生事業（しらたかの里山再生事業）

森林の有する多面的機能の維持増進及び持続的な「緑の循環システム」を構築するための木材の活用や再造林など

(6) 高齢者支援事業（しらたかのシニア安心応援事業）

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるための高齢者支援事業など

(7) 感染症対策事業（しらかの健康安心応援事業）

感染症の脅威から町民の健康と生活を守り、将来に渡り安全・安心を確保するための対策事業など

(8) その他（とにかく！しらか応援事業）

町長おまかせ事業及びふるさと応援制度のPRに関する事業並びに事務経費など

2 前項の事業内容は必要に応じ、見直すことができるものとする。

（報告）

第10条 町長は、寄附者に対し寄附金額や事業の実施状況を年度ごとにホームページ等により報告するものとする。

（周知方法）

第11条 町長は、ふるさと応援制度に関するパンフレットの作成又はホームページ等を開設し、町内外に向け広く周知するものとする。

（事務局）

第12条 ふるさと応援制度の事務を処理するため、商工観光課に白鷹町ふるさと応援制度事務局(以下「事務局」という。)を置く。

（事務局の業務）

第13条 事務局が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寄附金の受け入れに関すること
- (2) 基金の設置及び活用に関すること
- (3) 前各号に定めるもののほか、ふるさと応援制度の運営事務に関すること

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと応援制度の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。